

令和6年10月からの 児童手当の制度改革に伴う お手続きのご案内



【その1】支払通知の郵送の廃止について

今回の制度改革に伴い、2ヶ月に1回の支給となり、支払通知書の送付は廃止※となりました。支払金額については、通帳記帳などによりご確認ください。

※転出等により受給資格が消滅となった方や、窓口払い対象者については、引き続き通知を郵送します。

※金額に変更があった際には、額改定通知書にてお知らせを郵送します。

【その2】現況届の提出について

令和4年6月より、町が現況届の提出を求める方以外の方は原則提出が不要となっておりましたが、今回の制度改革に伴い、第3子判定※^[その3]参照をするにあたり、毎年1回の現況届の提出を求める方がいます。対象の方については、郵送にてご案内いたしますので、必ず提出期限内に関係書類を提出されますよう、ご協力をお願いします。

【その3】第3子カウントにかかるお子様について

今回の制度改革に伴い、児童手当の支給対象は18歳年度末までとなりますが、第3子判定についてのみ、保護者の経済的負担等がある22歳年度末までのお子様から第1子とカウントできる※ようになりました。

※保護者の経済的負担等が全くなく、自立されている場合や、結婚されている場合などはカウント対象外です。ご不明な場合は下記問合せ先までご相談ください。



現在、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出され、既に多子カウントを適用されている受給者は、申請された時点の状況から経済的負担等の有無に変更があった場合や、進学・就職等の現況に変更があった場合には、児童手当受給額の改定や申請事項の変更が生じることがあります。変更があるときは、速やかに福祉課子育て支援係までお申し出ください。故意または過失にかかわらず、届出をされていない、届出が遅れた、もしくは虚偽の申請をされていると判明した場合には、遡って返還を命じることがあります。



多子カウント適用者において、カウント対象のお子様は22歳の年齢到達前に卒業を迎えられる受給者や、支給対象となる18歳(年度年齢)のお子様がおられるご家庭で、今後も継続して第3子カウントにかかる見込みのある受給者には、卒業前に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を送付いたしますので、多子カウントに該当されると思われる方は窓口まで提出をお願いいたします。

問合せ先 福祉課 子育て支援係 0966-42-1255 (直通)